

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月2日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階		
大規模小売店舗の名称及び所在地		名称	所在地	
		ドラッグコスモス土器店	丸亀市土器町東六丁目451番地 外	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者		住所
		氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
		株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
大規模小売店舗の新設をする日		令和2年2月21日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,196平方メートル		
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置	収容台数	
		図面3 建物配置図 参照	47台	
		(敷地内に従業員駐車場8台分を確保する。)		
	駐輪場の位置及び収容台数	位置	収容台数	
	図面3 建物配置図 参照	10台		
	荷さばき施設の位置及び面積	位置	面積	
		図面3 建物配置図 参照	73.06平方メートル	
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置	容量	
		図面3 建物配置図 参照	13.50立方メートル	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		開店時刻	閉店時刻	備考
		午前9時	午後10時	-

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">駐車場利用可能時間帯</th> </tr> <tr> <td colspan="2">午前8時30分から午後10時30分まで</td> </tr> </table>		駐車場利用可能時間帯		午前8時30分から午後10時30分まで	
	駐車場利用可能時間帯						
	午前8時30分から午後10時30分まで						
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <tr> <th>出入口の数</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>2箇所</td> <td>図面3 建物配置図参照</td> </tr> </table>	出入口の数	位置	2箇所	図面3 建物配置図参照		
出入口の数	位置						
2箇所	図面3 建物配置図参照						
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">荷さばき可能時間帯</th> </tr> <tr> <td colspan="2">午前6時から午後10時まで</td> </tr> </table>		荷さばき可能時間帯		午前6時から午後10時まで		
荷さばき可能時間帯							
午前6時から午後10時まで							

2. 届出年月日

令和元年6月20日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	令和元年7月2日から令和元年11月2日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和元年11月2日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ